# GPA（Grade　Point　Average）制度による評価規定

GPA 制度とは欧米の大学等で行う一般的な成績評価方法で、学生一人ひとりの履修科目の成績評価をグレード・ポイント（以下「GP」という。）に置きかえた平均を数値により表すものです。この規定は、学則第10条（修了の認定、学習の評価）並びに学則施行細則第 3 条（科目評価）、第 38 条（付則）を受け、GAP による評価方法を規定します。

（GPA 制度導入の目的）

第 1 条　GPA は学生の成績を数値化し、客観的に把握するためのものです。学修成績全体の状況を把握し、学生の学習意欲の向上及び適切な修学指導に役立たせると共に、海外への留学や就職等、国際的な評価に対応させることを目的とする。

（GPA の算出方法）

第1条　学則施行細則第 3 条第 2 項に定める評価に対する GP のポイントと、GPA を算出する計算式は以下のとおりとする。

| 実点数範囲 | 100 点～90 点 | 89 点～80 点 | 79 点～70 点 | 69 点～60 点 | 59 点以下<br>または出席不良 |
|---|---|---|---|---|---|
| 成績評価 | A | B | C | D | E または F |
| GP | 4.0 | 3.0 | 2.0 | 1.0 | 0.0 |

【GPA を算出する計算式】

$$\mathrm{GPA} = \frac{\text{（該当授業科目の単位数×各授業科目で得た GP）の合計}}{\text{当該学期に評価を受けた各授業科目の単位数の合計}}$$

（GPA の算出は、小数点以下第 3 位以下を四捨五入するものとする。）

（GPA 算出の対象科目）

第3条　GPA 算出の対象科目は、基礎分野、専門基礎分野、専門分野のうち学則施行細則第 3 条　第 2 項に定める試験等による成績評価を行う授業科目であって、各学科において卒業要件に算入できる授業科目とする。

２　ただし、次の各号に該当する授業科目については、GPA の計算から除くものとする。

(1) 入学前に他の専門学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目、又は海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目（科目履修生として履修した授業科目を含む。）

(2) 本校在学中に他の専門学校や大学(短期大学含む。）において履修した授業科目、または海外の職業学校や大学（短期大学含む。）において履修した授業科目。

(3) 学則の規定による編入学等に伴い、本校の授業を学修したものと同等以上の学力があると認定された授業科目。

(4) 学則施行細則第 3 条第 3 項に定める6段階評価の対象外の GPA ポイント対象外科目。

（付　則）

第4条　この規定は 2019 年 4 月 1 日より施行する。